

答 申

審査会の結論

実施機関が、平成 11 年 2 月 16 日付でした、秘書室で執行した食糧費の支出命令書、支出負担行為伺書、請求書兼支出負担行為伺書、戻入命令書及び資金前渡・概算払精算書（平成元年度から同 9 年度及び同 10 年度の一部）（以下「本件各文書」という。）の一部を非開示とする決定（以下「本件決定」という。）について、当審査会は、下記 の異議申立て文書のうち、懇談会等の相手方の氏名（肩書・役職が記載されていない個人の氏名を除く。）・役職に係る部分および債権者の住所、商号（店名）氏名、電話番号は、開示すべきであると判断する。

異議申立ての趣旨

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 11 年 1 月 27 日実施機関に対し、本件各文書の開示を請求したが、実施機関は、同年 2 月 16 日、本件各文書中、懇談会等に招かれた相手方の氏名・役職に係る部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、債権者の住所、商号（店名）氏名、電話番号、債権者コードおよび印影は、開示することにより不利益を生じるおそれのある法人等の情報であるとして、本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、同年 5 月 10 日、本件各文書のうち同日付異議申立書添付の文書（以下「異議申立て文書」という。）について、市政遂行上必要な懇談会等である以上、懇談の相手方も公務として参加しているから、その氏名等は開示されるべきである、などと主張して、本件異議申立てを行ったものである。

審査会の判断

本件で問題となっている第一の点は、懇談会等に参加した相手方の氏名や役職が条例第 11 条第 2 号本文にいう「個人に関する情報」に当たり、これを開示しないことが許されるか否かであるが、ここでいう「個人に関する情報」とは、およそ特定の個人の属性や行動にかかわる一切の情報をいうのではなく、それらのうち、思想、宗教、健康、収入等、いわゆるプライバシーに関する情報およびそれに密接に関連する情報を指すものと解される。

ところで、懇談会等は、単に市長が個人的儀礼として接待を行うものではなく、市政の適正・

円滑な遂行を計るために、各方面の学識経験を有する人々から助言・情報提供などを受けることを主たる目的として開催されるものであると思われる。したがって、主催する側である市長や市の職員が公務として懇談会等に臨んでいると思われることはもとより、招かれる側としても、単なる懇親や顔合わせが懇談会の目的ではないことは承知しているものと考えられる。懇談会等がこうした性質をもつ以上、まず、そこに招かれる者が公務員である場合には、その者自身の公務もしくはそれに密接に関連する業務の一環として出席していると考えられる。次に、公務員でない者であっても、医師会・弁護士会等の公的団体の役員（元役員を含む。）等の立場で出席している場合や、弁護士・会計士その他の専門的な知識経験を有する者が出席している場合には、それらの者の本来の業務の一環として出席しているものと考えられる。

さらに、民間の企業や団体の役職員が出席している場合でも、当該企業や団体が市政と何らかの意味で業務上の関係が存すると認められるときは、同様に解してよいものと思われる。

そうだとすれば、懇談会等に招かれて出席した公務員等の氏名・役職は、「個人に関する情報」には当たらないといわなければならない。また、懇談会等に出席した事実そのものとはかくとして、そこでの具体的な発言の内容は、場合によっては「個人に関する情報」に当たることもあると考えられるが、異議申立て文書から判明することは、懇談会等の概括的な趣旨・名称等にすぎず、懇談の具体的な内容や発言までも明らかとなるものではないから、この点でも、これら招かれて出席した者が特定されても、「個人に関する情報」が開示されることにはならないというべきである。

これに対して、本件各文書に、肩書・役職の表示がなく個人の氏名のみが記載されている場合は、以上とは異なる考慮を必要とする。これらの者の場合には、上記の公務員等とは異なり、個人的な交際の延長で招かれた場合が多いことが推測され、出席するに際しても、特に招待者である実施機関が公務の一環として招いたものであるとか、自身の業務として出席するといった意識に乏しいものと思われる。してみれば、これらの者の氏名は、「個人に関する情報」に当たるものといわなければならない。

もっとも、このように解したからといって、関係書類に招待された者の肩書・役職を記載しなければ当然に情報の開示の対象となることを免れるものではない。この点、特に、今後の文書管理の厳正を期する意味から、実施機関における注意を促す次第である。

本件で問題となっている第二の点は、本件各文書に表示されている債権者の住所等の情報が条例第 11 条第 3 号本文にいう「法人その他の団体……に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に当たるか否かである。

ここで非開示とすることが許される情報は、法人等または事業を営む個人（以下「事業主」という。）の当該事業に関するすべての情報を指すのでないことはもちろん、開示されれば当該事業主に何らかの好ましくない影響が生ずるであろうことが漠然と予想される類の情報でも足りないのであって、当該事業主の競争上の地位・事業運営上の地位・その他社会的地位が損なわれると認められるもの、すなわち、生産や販売にかかわる特許やノウハウ、原料調達先、得意先その他グッドウィル、内部人事等に関する情報を指すものと解される。

さて、事業主の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は、本来公開して当該事業が遂行されているのであるから、これを開示したからといって競争上の地位等を損なうとは考え難い。本件各文書に記載されている情報のうち債権者の住所、商号（店名）、氏名を開示した場合、当該事業

主が市役所関係の飲食に利用されている事実が判明することになるが、そうした顧客をもっていることが判明したからといって、当該事業主が世間から白い目で見られるとは考えられず、そのほかその競争上の地位等を損なうとも考えられない。よって、債権者の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は開示すべきである。

他方、債権者コードは、上記住所等とは異なり、実施機関において振込事務の効率化等の目的のために、内部的に出入り業者等に割り当てている番号であって、本来公開を予定したものではない。もっとも、債権者コードは、それ自体としては単なる数字にすぎず、それを知れば、当該債権者に係る他の情報を手繰り寄せることができるという性質のものでもないが、市役所では一種の識別番号として用いられる場合があることが窺われ、一般に開示された場合、当該債権者に不測の影響が生ずることが懸念される。したがって、債権者コードは、開示することによって当該事業主の競争上の地位等を損なうと認められる情報に当たるといべきである。

次に、債権者の印影は、確かに取引先等に対しては開示されるのが一般的であり、その意味で本来的に秘匿された情報とはいえないが、上記住所等のように何人に対しても公開された情報とは異なり、取引ごとに取引の相手方に限って開示される性質の情報であって、不必要に開示された場合には悪用されるおそれもないとはいえないので、当該事業者の競争上の地位等を損なうと認められる情報に当たるといべきである。

したがって、債権者コードおよび債権者の印影を非開示とした実施機関の判断は、結局妥当であったといべきである。

審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 11 年 6 月 16 日	諮 問
平成 11 年 7 月 7 日	実施機関職員より理由説明聴取 審 議（第五期第 7 回審査会）
平成 11 年 7 月 30 日	異議申立人より意見書受理 審 議（第五期第 8 回審査会）
平成 11 年 8 月 25 日	審 議（第五期第 9 回審査会）